

市民利用施設の受益と負担の適正化 点検・精査結果

～指定管理期間が26年度末で終了する施設

市政改革プランの考え方にに基づき平成25年6月にとりまとめた「市民利用施設に係る受益者負担のあり方(案)」では、施設サービスの特性等に応じた参考・目安となる受益者負担基準を設定し、実際の受益者負担率が基準を下回っている施設については、指定管理期間の更新時期にあわせて、受益者負担の適正化に向けた取組を進めることとなっている。

今回、平成26年度末で指定管理期間が終了する施設について点検・精査し、基準を下回っている施設の受益と負担の適正化に向けた今後の取組方針を整理した。

☆受益と負担の適正化の点検・精査結果

★効果的・効率的な施設運営に取り組むことで基準を上回ることが見込まれる施設

施設名	象限	受益者負担率		取組の考え方
		負担基準	24年度決算	
社会福祉研修・情報センター	IV	100%	92.1%	大阪府との類似研修の廃止など、研修内容の見直しを行い、その結果生じた余裕床について、認定事務センターへの用途転用や有償貸付を実施することにより、財政負担の縮減に取り組む。 【27年度に受益者負担率を100%(見込)】

★利用促進、コスト削減及び料金改定などに取り組む施設

施設名	象限	受益者負担率		取組の考え方
		負担基準	24年度決算	
青少年センター	IV	100%	79.5%	市政改革プランに基づく取組により廃止することとしていたが、市会における議論やマーケット・サウンディングの状況を踏まえて行政財産として存続させることとし、27年度以降、コスト削減に努めるとともに、料金改定(基本料金を1割引き上げ)や市外利用料金の設定、供用時間の変更等を行い、業務代行料を負担しない形で施設運営を行う。 【27年度に受益者負担率を100%(見込)】

★平成28年度から複合化を行い、効果的・効率的な施設運営に取り組むとともに、使用料改定を検討する施設

施設名	象限	受益者負担率		取組の考え方
		負担基準	24年度決算	
こども文化センター	IV	100%	29.9%	現行施設が新耐震基準を満たさず老朽化していることから、子育て家庭がアクセスしやすい男女共同参画センター(クレオ大阪西)へ移転し(28年4月予定)、複合化による効果的・効率的な施設運営に取り組むとともに、使用料改定を検討する。

※24年度決算は減免なし・減価償却前の受益者負担率

市民利用施設の受益と負担の適正化 今後の検討予定施設

【指定管理期間が27年度末で終了する施設】

☆受益者負担基準を下回っている施設

施設名	象限	受益者負担率		備考
		負担基準	24年度決算	
大阪プール	Ⅱ	50%	30.3%	
咲くやこの花館	Ⅱ	50%	31.8%	
長居植物園	Ⅱ	50%	42.9%	
長居庭球場	Ⅳ	100%	63.3%	陸上競技場等と一体で管理
中央体育館	Ⅱ	50%	53.1%	(23年度受益者負担率 40.7%)

※24年度決算の数値は減免なし・償却前の受益者負担率